

業務仕様書

2025-2027 年度 課題別研修「観光マーケティング・プロモーション」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国センター(以下「JICA 四国」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募する。

開発途上国にとって観光は貴重な外貨収入源であり、雇用創出、他産業への波及効果、地域開発の観点からも途上国の社会経済に対するインパクトは大きい。観光振興に取り組む国々では観光資源の持続可能な開発、インフラ整備、海外からの観光客の受入体制の整備などの諸施策が企画・実施されているが、より一層の充実を望む国が多い。そのためには特に顧客市場(国・地域)の実情を正しく理解し、適切なマーケティングと効果的・効率的なプロモーションを企画・実施出来る人材の養成が不可欠である。

このような背景のもと、潜在的な需要力があり、また成熟度の高い観光客市場を持つ我が国に対し、マーケティング及びプロモーション手法を含め、優れた観光事情に関する研修の要請は年々高まってきている。本研修は 1990 年より「観光振興セミナー」として開始し(その後、2005 年に「観光振興とマーケティング」と名称を変更)、各国の観光振興及び観光マーケティングを担当する行政官、公的機関職員の人材育成を目的に実施しているものである。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

特定者は四国の国立大学において唯一、観光・地域振興を専門にした学部コースを設けており、四国 4 県を中心に、観光分野での研究ならびに自治体や民間企業との共同研究や実証事業が行われており、地域の観光産業関係者との幅広い協力関係を築いている。当該研修は、香川・徳島を中心とした、地方部の中でも特に人口減少、高齢化、過疎化等の課題が山積する離島や中山間地域においても、既存観光資源を活用し、付加価値を付け、地域振興を実現するための知見を得ることを狙ったものである。研修委託機関には、その知見を、抽出し、体系的にプログラム化する能力、適切な行政、民間業者との連携能力が必要不可欠である。

また特定者を含む 4 国立大学(徳島大、愛媛大、高知大)と JR 四国は平成 29 年

9月に地域活性化を目的とした観光振興や人材育成で連携する協定を締結し、観光振興に寄与するツアー商品の販売などを実施しており、研修のみならず地域活性化や観光若手人材育成の観点からも継続的に地域貢献を行う JICA の方針を遂行できる機関であると考えている。

今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1. 業務内容

(1) 業務名:

2025－2027 年度 課題別研修「観光マーケティング・プロモーション」に係る研修委託契約

(2) 案件概要:

「研修委託業務概要」のとおり

(3) 研修コース実施期間:(来日研修)

2025 年度: 2025 年 10 月から 2025 年 12 月までの間で 6 週間

2026 年度: 2026 年 4 月から 2027 年 3 月までの間で 6 週間(予定)

2027 年度: 2027 年 4 月から 2028 年 3 月までの間で 6 週間(予定)

(4) 契約履行期間:

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日(予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む

(特段の問題がない限り、2026 年度、2027 年度も単年度ごとに契約する)

2. 応募資格

(1) 基本的要件:

1) 公示日において、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

ただし、令和 7 年度は資格の更新時期にあたるため、申請時点において令和 04・05・06 年の全省庁統一資格(有効期限 2025 年 3 月 31 日)にて代替できるものとする。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225

号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有している。

- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- 1) 案件受託上の条件として、2025年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027年度案件まで随意契約を行う予定である但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結する。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2025年2月27日(木)正午まで
	提出場所	JICA 四国 業務課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。

(2) 審査結果の通知	通知日	2025年3月4日(火)に通知
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 四国 業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025年3月11日(火)
	回答予定日	2025年3月14日(金)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1) 参加意思確認書(様式1)
- 2) 誓約書(様式2)
- 3) 提出場所・メールアドレス

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
JICA 四国 (担当:小栗 大輔)

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式 1)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 四国では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 四国へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3. (3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約保証金: 免除します。

(11) 共同企業体の結成: 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、2(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届を作成し、競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください(押印省略可)。

**2025 年度 課題別研修「観光マーケティング・プロモーション」
研修委託契約 業務概要**

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1「業務仕様書」を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2025 年度 課題別研修「観光マーケティング・プロモーション」コース

(2) 技術研修期間（予定）

2025 年 10 月から 2025 年 12 月まで

(3) 研修員（予定）

1) 定員： 22 名

2) 研修対象国

フィリピン(1)、ラオス(1)、ネパール(1)、スリランカ(1)、ミクロネシア(1)、パプアニューギニア(1)、バヌアツ(1)、パラオ(1)、セントビンセント(1)、ブラジル(1)、ペルー(1)、エジプト(1)、モロッコ(1)、マラウイ(1)、ナミビア(1)、ザンビア(1)、ジンバブエ(1)、ルワンダ(1)、アルバニア(1)、アルメニア(1)、ジョージア(1)、エジプト(1)

3) 研修対象組織・対象者

観光振興、観光マーケティングに関連する政府・公的機関、または JICA 技術協力事業等の CP 機関及び関係する外郭団体観光振興、観光マーケティングを担当する行政官または公的機関職員で、それに関連する職務経験 3 年以上の者

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

開発途上国にとって観光は貴重な外貨収入源であり、雇用創出、他産業への波及効果、地域開発の観点からも途上国の社会経済に対するインパクトは大きい。観光振興に取り組む国々では観光資源の持続可能な開発、インフラ整備、海外からの観光客の受入体制の整備などの諸施策が

企画・実施されているが、より一層の充実を望む国が多い。そのためには特に顧客市場（国・地域）の実情を正しく理解し、適切なマーケティングと効果的・効率的なプロモーションを企画・実施出来る人材の養成が不可欠である。このような背景のもと、潜在的な需要力があり、また成熟度の高い観光客市場を持つ我が国に対し、マーケティング及びプロモーション手法を含め、優れた観光事情に関する研修の要請は年々高まってきている。本研修は1990年より「観光振興セミナー」として開始し（その後、2005年に「観光振興とマーケティング」と名称を変更）、各国の観光振興及び観光マーケティングを担当する行政官、公的機関職員の人材育成を目的に実施しているものである。

（6）案件目標

地域資源活用と観光危機管理に対応した戦略的なマーケティング・プロモーション手法を取り入れ、効果的な観光マーケティングプランが検討される。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) COVID-19による影響下の自国の観光セクターの状況、取組およびリカバリープランや地域観光資源の活用事例等をインセプションレポートにて整理する。
- 2) 日本における観光危機（COVID-19 や震災等）からの復興・再生に対応した観光振興策や、地域資源を用いた観光開発の取り組み事例を整理・分析する。
- 3) 日本における持続可能な観光開発にかかわる概念（レスポンシブルツーリズム、SDGsへの貢献、オーバーツーリズム等）の事例を整理・分析する。
- 4) 観光危機管理や地域資源の活用を軸とした自国の観光振興・マーケティングのためのプロジェクト案を提案できる。

（8）研修内容

1) 研修項目

【事前活動】

自国の観光開発とそれに伴うマーケティング・プロモーションの現状と問題に点についてのインセプションレポートを作成する。

【本府研修】以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

- ① 日本の観光行政（政策、組織、法整備状況、統計）

- ② 日本の観光関係機関（自治体、JNTO、JATA 等）
- ③ 地方自治体、住民との交流、討議、意見交換
- ④ 観光業の地域振興およびSDGsへの貢献
- ⑤ 観光マーケティングおよびプロモーションの理論および実践ワークショップ
- ⑥ 観光マーケティングプランの作成・発表、討論

2) 研修方法

- ① 来日前：オンラインによるビデオ講義、レポート発表等
- ② 本邦研修：講義、実習、視察、討議、発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオンデマンド等にてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年5月1日～2026年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本研修コースに関し、以下の業務を含む一連の業務を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員ならびに研修監理員の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。受託者側で手配することも可能です。
- (3) 本業務概要は予定段階のため、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上